

## 質物保管設備基準の運用について（例規）（平成4年12月4日例規第61号）

質物保管設備基準（平成4年12月奈良県公安委員会告示第123号）の運用については、下記により行うこととしたので、誤りのないようになされたい。

### 記

#### 1 保管設備の規模及び構造（第2条関係）

新規、改築（造）等の届出については、現実の営業の内容及び規模に応じて、個々に適正なものであるかどうかを判断すること。この場合において、貴金属、有価証券のみを取り扱う質屋については、耐火金庫を保管設備とすることも可能となる。ただし、容易に持ち運び可能な耐火金庫は、防犯上当然に問題があり、適正とはいえないから、耐火金庫を保管設備とする場合には、容易に持ち運びができない重量の物又は建物の床面等に固定された物であることが必要である。

なお、貴金属等小型の質物のみを取り扱うとして小型の保管設備を設けた質屋については、定期的に立入検査を実施するなどして、小型の質物以外の質物を質受けしていないかどうか、又は質物保管設備以外の場所において質物を保管していないかどうか等を確認し、そのような事実があった場合には、質屋営業法（昭和25年法律第158号）第7条第3項の規定に違反することとなるので、同法第25条第1項第4号による許可の取消し又は停止の行政処分を含め厳正に対処すること。

#### 2 営業所との距離の制限（第3条関係）

「近隣する他の場所」とは、盗難予防等の管理が可能な距離にある場合をいい、個々の申請ごとに現場実態に即した判断をすること。

#### 3 防湿構造（第4条関係）

防湿上の措置については除湿機を設置するなど他に代わる措置があれば、必ずしも板張りでなくてもよく、また、防湿措置が講じられているのであれば、保管設備を地下に設けることも認められることとなる。

#### 4 防火設備（第5条関係）

##### （1）主要構造部（第1項関係）

建築基準法（昭和25年法律第201号）に定める「耐火構造」を質物保管設備の主要構造部（壁、柱、床、はり及び屋根をいう。以下同じ。）の基準として規定された。ただし、従来の基準によって設けられた保管設備を相続等により引き続き使用する場合などに対する救済措置として、第1項第2号及び第3号で「土蔵造り」及び「奈良県公安委員会がこれらと同等の耐火性能を有すると認めたもの」についても認めることとされた。

なお、建築基準法に定める耐火構造とは、同法第2条第7号の規定により「鉄筋コンクリート造、れんが造等の構造で政令（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第107条）で定める耐火性能を有するものをいう。」とされている。

（2）開口部（第2項関係）

保管設備の開口部に設けなければならないとされている建築基準法施行令第109条第1項に定める「甲種防火戸又は乙種防火戸」とは同令第110条第1項及び第2項により、次のように規定されている。

（防火戸の構造）

第110条 第109条第1項第1号の「甲種防火戸」とは、次の各号の一に該当する構造の戸とする。

- （1）骨組を鉄製とし、両面にそれぞれ厚さが0.5ミリメートル以上の鉄板を張ったもの
- （2）鉄製で鉄板の厚さが1.5ミリメートル以上のもの
- （3）鉄骨コンクリート製又は鉄筋コンクリート製で厚さが3.5センチメートル以上のもの
- （4）土蔵造りの戸で厚さが15センチメートル以上のもの
- （5）前各号に掲げるものを除くほか、建設大臣が消防庁長官の意見を聞いて、これらと同等以上の防火性能を有すると認めて指定するもの

2 第109条第1項第2号の「乙種防火戸」とは、次の各号の一に該当する構造の戸とする。

- （1）鉄製で鉄板の厚さが0.8ミリメートル以上1.5ミリメートル未満のもの
- （2）鉄骨コンクリート製又は鉄筋コンクリート製で厚さが3.5センチメートル未満のもの
- （3）土蔵造りの戸で厚さが15センチメートル未満のもの
- （4）鉄及び網入りガラスで造られたもの
- （5）骨組を防火塗料を塗布した木材製とし、屋内面に厚さが1.2センチメートル以上の木毛セメント板又は厚さが0.9センチメートル以上の石膏ボードを張り、屋外面に亜鉛引鉄板を張ったもの
- （6）前各号に掲げるものを除くほか、建設大臣が消防庁長官の意見を聞いて、これらと同等以上の防犯性能を有すると認めて指定するもの

5 盗難予防設備（第6条関係）

（1）開口部（第1項関係）

「侵入防止のために有効な設備」とは、人の侵入を物理的に阻止し得る物的設備

をいうから、本条で例示されたシャッター、鉄製扉の以外にも、鉄格子は該当するが、非常警報装置は、これに該当しない。

( 2 ) 非常警報装置 ( 第 2 項関係 )

非常警報装置は、機械警備に相当するような高度のものに限る必要はなく、非常時に警報を発し得る簡易な装置でもよい。

6 特例装置 ( 第 8 条関係 )

( 1 ) 仮保管設備については、建て替え、改修等により保管設備の使用ができなくなる場合に、主要構造部の耐火性能、出入口の耐火性能及び盗難予防性能等、質物保管設備としての最低の条件と考えられる基準を満たすものであればよいこととし、建て替え等に要する期間を考慮して 2 年間に限定して、次の特例を認められたものである。

ア 営業所との距離の制限 ( 第 3 条 ) は適用しない。

イ 防鼠設備の設置規定 ( 第 7 条 ) は適用しない。

ウ 出入口以外の開口部については、火災警報措置を設置しているなど防火上の措置が講じられている場合には、「甲種防火戸及び乙種防火戸」の設置規定 ( 第 5 条第 2 項 ) は適用しない。

エ 出入口以外の開口部については、侵入防止のために有効な設備及び堅ろうな施錠設備の設置規定 ( 第 6 条第 1 項 ) は適用せず、通常の施錠設備が設けられていればよい。

( 2 ) 前記 ( 1 ) に掲げる特例以外の基準については、当然各条の適用がある。

( 3 ) 具体的に想定される仮保管設備の形態としては、他の質屋の保管設備を利用する場合のほか、主要構造部が鉄筋コンクリート造り等、耐火構造であるマンション、アパート又は倉庫がある。ただし、出入口以外の開口部 ( 窓 ) に甲種防火戸又は乙種防火戸が設けられているものでない限り、火災警報装置の設備が必要である。

また、非常警報装置の設置については、特例が認められておらず、仮保管設備であっても、必ず設置されていなければならない。

7 経過措置 ( 附則関係 )

本基準は、その施行 ( 平成 5 年 1 月 1 日 ) の際、質屋営業の許可を受けている者が現に設けている保管設備又は質屋営業の許可を申請している者に係る保管設備については適用が免除され、旧基準が適用されることとなり、したがって、施行後新たに設けられる保管設備についてのみ本基準が適用されることとなる。